******◆日本国憲法**

|  |
| --- |
| **第２７条（勤労の権利と義務、勤労条件の法定）**　（③は省略）  ①　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。  ②　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。  **第２８条（団結権、団体交渉権、団体行動権）**  　勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。 |

**◆労働基準法**

|  |
| --- |
| **第１条（労働条件の原則）**  ①　労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。  ②　この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。  **第２条（労働条件の決定）**　（②は省略）  ①　労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。  **第１３条（この法律違反の契約）**  この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。  **第１５条（労働条件の明示）**（②③は省略）  ①　使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。  **第１６条（賠償予定の禁止）**  使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。  **第２４条（賃金の支払）**  ①　賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。（以下略）  ②　賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。（以下略）  **第３２条（労働時間）**  ①　使用者は、労働者に、休憩時間を除き１週間について４０時間を超えて、労働させてはならない。  ②　使用者は、１週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き１日について８時間を超えて、労働させてはならない。  **第３４条（休憩）**　（②③は省略）  ①　使用者は、労働時間が６時間を超える場合においては少くとも４５分、８時間を超える場合においては少くとも１時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。  **第３５条（休日）**  ①　使用者は、労働者に対して、毎週少くとも１回の休日を与えなければならない。  ②　前項の規定は、４週間を通じ４日以上の休日を与える使用者については適用しない。  **第３６条（時間外及び休日の労働）**　（②③④は省略）  ①　使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、（中略）、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。（以下略）  **第１０４条（監督機関に対する申告）**  ①　事業場に、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる。  ②　使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。 |

**◆最低賃金法**

|  |
| --- |
| **第４条（最低賃金の効力）**  ①　使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。  ②　最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。 |

**◆労働契約法**

|  |
| --- |
| **第１６条（解雇）**  　解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。 |